告 示

埼玉県告示第二百七十二号

お 項 り公告する。 の規定による処分をしたので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 法第二十九条の五第一 以 下 「法」という。 項の規定に基づき、 \smile 第二十九条の二第一 次のと

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 処分をした年月日

令和四年三月二十三日

可番号 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の 所在地、 代表者の氏名及び許

・イズ・ベース	ト 名社ヤマ	解体式会社松井	組建設株式会社神田	式会社	商号又は名称
五百九番地十一埼玉県川越市笠幡三千	百六十三番地十二	十二十三番四十号の三十二	三番地二	番九号	主たる営業所の所在地
近	髙	松	神	豊	代
藤	橋	井	田	福	表者
唯		清	吉	_	の氏
之	肇	司	春	行	名
第七一五七八号 (般—三〇)	第七一五三五号(般—三〇)	第七〇八七二号(般—二九)	第四五五一八号(般—二九)	第六六三三号(般—二九)	許可番号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の 規定に基づく許可 (一般 建設業の許可) \mathcal{O} 取 消

四 処分の原因となった事実

告を行 の二第一項に該当する。 和 兀 0 たが、 年埼玉県告示第百二十六号によ 公告後三十日を経過しても申出が り営業所 なく、 \mathcal{O} 所 在 このことは法第二十九条 地 が 確知 できな 1 旨の 公